（様式第１号）

尼みやげ認証申請書

令和７年　　　月　　　日

尼崎市・一般社団法人あまがさき観光局　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　 　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名

（法人にあっては名称及び代表者の職、氏名）

　尼みやげ認証制度実施要領第５条の規定により、次のとおり申請します。

１　申請者等概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 名称 | 　　　　　　　　　　　　　 |
| 代表者職・氏名 | 　　　 |
| 所在地 | 〒　　　－　　　　　尼崎市 |
| 設立年月日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日（個人にあっては、事業開始年月日） |
| 資本金（法人のみ） | 千円 | 従業員数 | 人 |
| 担当者職・氏名 | 　　　　 |
| 電話 | 　　　　 | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |
| ホームページアドレス |  |
| ＳＮＳ媒体 |  | ｱｶｳﾝﾄ名 | 　　　@ |
| 製造者※申請者と異なる場合のみ記載 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒　　　－電話： |
| 製造所※複数ある場合は別に一覧を添付(様式自由） | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 製造工程 | □　全工程（原材料から商品の包装まで）□　その他（具体的にご記入ください） |

２　申請商品概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名 |  |
| 商品説明（40～50字程度） |  |
| 応募テーマ（該当するテーマに〇を付けてください。複数でも可。） |  | 【テーマ1】尼崎城を想起させる商品（対象：食品・雑貨） |
|  | 【テーマ2】尼みやげ認証商品やあまやさい（尼崎市産の野菜）を使用した商品（対象：食品） |
|  | 【テーマ3】その他、尼崎ならではのストーリー性のある商品（対象：食品・雑貨） |
| 内容量／価格 | 同一商品で内容量、単価が異なる場合は、各々を明記してください。 |
| 賞味（消費）期限（食品のみ） |  | 保存温度帯（食品のみ） | 常温・その他（　　　　　　　） |
| 製造開始年 | ※ |
| 製造期間 | * 通年　　　□　期間限定（　　月　　旬～　　月　　旬）
 |
| 販売期間 | * 通年　　　□　期間限定（　　月　　旬～　　月　　旬）
 |
| 生産量［単位］ | ３期前 | 前々期 | 前期 | 今期（見込み） |
|  |  |  |  |
| 販売量［単位］ | ３期前 | 前々期 | 前期 | 今期（見込み） |
|  |  |  |  |
| 販売額［円］ | ３期前 | 前々期 | 前期 | 今期（見込み） |
|  |  |  |  |
| 主な販売場所 | 市内 |  |
| 市外 |  |
| 通販サイト等（名称、URL） |  |
| 保有する権利 | 有 ・ 無 | 【権利の種別（商標権、特許権、意匠権等・登録番号等】「無」の場合、今後の予定 |
| 顕彰歴 |  |
| 使用している尼崎市産の原材料 | 有 | 　 | 無 |
| 取得しているＨＡＣＣＰ認証 | 有 | 　 | 無 |
| 認証マーク等の使用方法 | １ シールで商品に貼付　　２ 商品包装に印刷　　３ のぼりの使用４ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※申請商品の製造年数を示す資料を添付すること

例：商標登録の写し、申請商品が表彰された表彰状の写し、申請商品が紹介された雑誌、新聞、

小説、自社パンフレット等の記事、申請商品が載っている写真で年代が分かるもの　等

３　認証基準への適合性

　　各項目についての取組みの状況や事業者のビジョン・戦略を具体的に記載してください。

各項目の詳細については、尼みやげ認証基準(別紙)参考として記載内容を示すデータや資料を

添付する場合は、資料番号を付してください。

　　尼みやげ認証基準(別表)「尼みやげ認証に係る審査項目」を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内　　容（加点対象）** |
| ①物語性 | ・商品化するまでの苦労話や取組みなど商品にストーリーがある。・商品の原材料や製造方法にストーリーがある。 |
|  |
| ②尼崎らしさ | ・尼崎市の歴史・文化的なエピソード、地域に根差したエピソードがある。・商品または商品を含む品目の発祥、原材料、製造方法等に尼崎との関わりがある。・地域を代表する産品として認知されており、普及に貢献している。 |
|  |
| ③独自性 | ・商品の特性(品質、味、形状、デザイン、ネーミングなど)が類似の商品と比較して優位性や差異性、独自性がある。・新しい革新的な技術を使っている。・知的財産権の取得(出願中)もしくは保護が図られている。 |
|  |
| ④土産物としての適性 | ・土産物として持ち運びしやすい、個別に包装され配りやすい。・もらって嬉しい商品(見た目が可愛い・きれい、面白い、美味しい、使いやすい)。 |
|  |
| ⑤市場性 | ・社会背景や時代を反映し購買者のニーズを汲み取った売れる商品である。・商品の売り上げ実績がある(メディアで紹介、コンクール等入賞)。・販売体制が整っている(通信販売、自社店舗、取扱事業者)。 |
|  |
| ⑥将来性 | ・継続的に製造、販売が期待できる(製造・販売の実施計画、事業展開に対する熱意・意欲)。・尼みやげ認証商品の普及、他の事業者等への波及効果が期待できる。 |
|  |
| ⑦ＳＤＧｓ | ・申請商品の製造・販売において環境に配慮した取組みがある。・事業者として環境に配慮した取組みを行っている（17のゴール達成に向けた取組みを行っている）。・取組みをホームぺージで公表している。 |
|  |

４　申請情報の公表確認（□にチェック）

□　申請商品が認証された場合、認証商品のＰＲ等のため、認証者が１～３に係る申請情報（申請書類に添付された参考資料等も含む）を公表することに同意します。

公表に支障がある場合の理由

５　資格等の申し立て（□にチェック）

　□　本申請に当たり、次の(1)～(12)の内容について、申し立てます。

※誓約・同意事項を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| 申　立　て　事　項 |
| ⑴ | 本申請に当たり、提出した資料については、事実に相違ありません。 | はい・いいえ |
| ⑵ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する**暴力団**、同法第２条第６号に規定する**暴力団員**、尼崎市暴力団排除条例第２条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。※「暴力団密接関係者」については、次の(3)～(7)も確認してください。 | はい・いいえ |
| ⑶ | 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団**又は**暴力団員**を利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ⑷ | **暴力団**又は**暴力団員**に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団**の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 | はい・いいえ |
| ⑸ | **暴力団**又は**暴力団員**であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ⑹ | **暴力団**又は**暴力団員**と社会的に非難されるべき関係を有している。 | はい・いいえ |
| ⑺ | 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記(3)～(6)のいずれかに該当する者がいる。・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者・事実上事業者の経営に参加していると認められる者 | はい・いいえ |
| ⑻ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者です。 | はい・いいえ |
| ⑼ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者です。 | はい・いいえ |
| ⑽ | 本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合には、尼崎市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| ⑾ | 尼みやげ認証制度実施要領を遵守します。 | はい・いいえ |
| (12) | 尼みやげ認証を受けることとなった場合は、次の事項を遵守します。①食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。②その他、食品に関する法令を遵守します。③認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、尼みやげ認証商品をＰＲし、ブランドイメージ向上に努めます。④尼みやげ認証商品をＰＲするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、尼みやげ認証制度実施要領を遵守し、認証マークを適正に使用します。⑤認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。 | はい・いいえ |

６　別添書類

⑴　推薦書（様式第２号）※要領第５条第２項⑴関係

⑵　定款又は規約その他これに類する書類　※同項⑵のア関係

⑶　登記簿謄本の写し（個人にあっては申請者の住民票）※同項⑵のイ関係

⑷　国税、地方税に未納のないことの証明書(納税証明書)※同項⑶の関係

⑸　製造許可証　※同行⑷関係

⑹　申請商品の製造年数を証明する資料　※同項⑸関係

⑺　申請商品の一括表示ラベル　※同項⑹関係

⑻　申請商品の写真　※同項⑺関係